

私たちの活動を  
知ってください

## 北潟湖自然再生協議会の取り組み ～北潟湖の恵みを再発見し、未来に遺そう～

北潟湖自然再生協議会では、北潟湖やその周辺の自然環境の保全・再生に取り組んでいます。  
今回は、希少な水生昆虫を守るため、ため池で実施している特定外来生物「ウシガエル」の駆除についてご紹介します。

### 特定外来生物とは？

外来生物のうち、生態系や人の生命・身体、農林水産業に被害を及ぼすものの中から、国が「特定外来生物」として指定しています。  
特定外来生物は、飼育・栽培・保管・運搬・輸入・販売・譲渡・野外への放出などが原則として禁止されています。



◀ かご罟を使用した  
ウシガエルの駆除

▼ ウシガエル  
(特定外来生物)



### ウシガエルとは？

ウシガエルは、ため池や湖沼、河川などに生息し、体長は18cm程度に成長します。体色は暗褐色から緑色で、黒色や緑色、灰色の模様があります。「ブモォー、ブモォー」と牛のような声で鳴くのが特徴です。  
原産地はアメリカ東部・中部およびカナダ南東部で、日本には1918年に食用として導入され、各地で養殖されていましたが、その一部が逃げ出して野生化し、繁殖しています。

### ウシガエルによる被害

ウシガエルは繁殖力が非常に強く、さまざまな小動物を捕食するため、河川や湖沼など水辺の生態系に大きな影響を及ぼします。  
・在来の希少な水生昆虫が捕食される  
・トノサマガエルやアカガエルなど、在来のカエル類と餌資源をめぐる競争が起きる など

### 駆除の効果

ウシガエルの駆除を始める前と比べると、観察されるトンボやゲンゴロウの数は増えており、一定の効果があると考えられます。一方で、駆除を行っていない他の水域からウシガエルが侵入するため、希少な水生昆虫を守るためには、今後も継続した駆除が必要です。

※ウシガエルやアメリカザリガニ以外の生物が捕獲された場合は、リリースしています。



▲ シオカラトンボ  
(在来種)



▲ トノサマガエル  
(在来種)



▲ ミズカマキリ  
(在来種)

原稿：水と生きもの再生部会所属  
福井県自然保護センター おおみや しょうたろう  
大宮 正太郎

問合せ 北潟湖自然再生協議会事務局  
(生活環境課内) ☎ 73-8018



▲ 北潟湖再生協議会  
Facebook



▲ 北潟湖再生協議会  
ホームページ

## あわら市内で光サービスが 利用可能になります！

福井ケーブルテレビ・さかいケーブルテレビによる光サービスの提供エリアが拡大し、市内のほぼ全域で光サービスをご利用いただけるようになります。

高速で安定したインターネット環境が整うことで、動画視聴やテレワーク、オンライン学習など、より快適な通信環境が実現します。

### サービス開始日

11月15日(土)(予定)

### 対象エリア

あわら市内ほぼ全域

※一部地域では設備の都合により、開始までお時間をいただく場合があります。



▲ ホームページ

問合せ お客様センター ☎ 0120-05-5710  
詳しくは、福井ケーブルテレビ・さかいケーブルテレビのホームページまたはお客様センターまでお問い合わせください。

### 光サービス提供エリア



## 国勢調査2025 回答はお済みですか？

令和7年10月1日現在、日本に居住するすべての世帯を対象に国勢調査が実施されています。調査結果は、社会福祉や雇用政策、生活環境の整備、防災対策など、私たちの暮らしに直結するさまざまな施策の基礎資料として幅広く活用されます。

あわら市では、9月から調査員が各世帯を訪問し、調査書類を配布しています。未提出の世帯については、調査員が再度訪問しますので、回答へのご協力をお願いします。回答方法は、次の3つから選択できます。

問合せ 政策広報課 ☎ 73-8034

### ▼ 国勢調査は便利なインターネット回答がおすすめです！



#### ① インターネット回答 **おすすめ!**

パソコン・スマートフォン・タブレットから、**24時間いつでも回答できます**。紙への記入が不要で、記入漏れを防ぐチェック機能もあるため、回答内容についてあわら市から再確認のご連絡を差し上げる可能性が低くなります。

#### ② 世帯を訪問する調査員に渡す

記入済みの調査票を、訪問した調査員に直接お渡しください。調査員がその場で記入内容を確認し、あわら市役所へ届けます。

#### ③ 郵送回答

配布された返信用封筒(切手不要)に調査票を入れ、ポストへ投函してください。記入漏れがあった場合、あわら市から確認のお電話を差し上げることがありますので、調査票の「電話番号」欄には日中つながりやすい電話番号をご記入ください。

※調査票の内容は、統計の作成に関する目的以外では使用しません。※国勢調査は、法律に基づき回答する義務があります。